

自主的避難等対象区域（郡山市）から平成24年12月に避難を開始した申立人ら（母及び未成年の子2名）について、原発事故直後に避難を決意したものの、避難予定先で子の学校編入ができなかったためただちに避難を実行できなかったこと等の事情を考慮して自主的避難の合理性を認め、申立人母の平成25年6月までの就労不能損害、平成27年3月までの生活費増加費用（二重生活に伴う増加分）、一時帰宅費用及び避難雑費が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

平成24年分乃至平成27年分

- ア 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- イ 就労不能損害
- ウ 一時帰宅費用
- エ 避難雑費

#### 2 期間

平成24年12月1日から平成27年3月末日まで

### 第2 和解金額

被申立人は、第1の1項記載の損害項目（第1の2項所定の期間に限る。）についての和解金として、申立人らに対し、金1,228,318円の支払義務があることを認める。

（内訳）

#### （1）平成24年分乃至平成27年分

- ア 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分） 金120,000円
- イ 就労不能損害 金467,118円
- ウ 一時帰宅費用 金123,200円
- エ 避難雑費 金518,000円

### 第3 支払方法

（省略）

#### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

#### 第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1の1項記載の損害項目（第1の2項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)・押印の上、申立人らと被申立人が各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年11月15日

(仲介委員 石井 逸郎)